



26 水大第 66 号
平成 26 年 (2014 年) 5 月 29 日

長野県環境審議会
会長 平林 公男 様

長野県知事 阿部 守一



第 5 期野尻湖水質保全計画の策定について (諮問)

湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号) 第 4 条第 1 項の規定により、標記計画を定めたいので、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第 21 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 の 趣 旨

野尻湖は、上信越高原国立公園内に位置し、周囲の山々とともに優れた自然景観を形成する天然湖沼で、古くから国際的なリゾート地として知られ、本県の文化観光資源としても重要な役割を果たしています。利水面では、発電、かんがい期の農業用水の外、かつては長野市の水道水源に利用されるなど多くの利用価値を有しています。

野尻湖では、流域の社会経済活動の発展に伴う富栄養化の進行により、植物プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じ、昭和63年には淡水赤潮が発生したことから、平成6年10月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受け、以降4期20年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、公共下水道の整備、上乘せ排水基準の設定など各種施策を講じて水質改善に努めてきました。

この結果、富栄養化の要因となる窒素・磷については徐々に改善し、淡水赤潮は見られなくなりましたが、化学的酸素要求量（COD）については環境基準値の達成に至っていません。

野尻湖は、山林や農地といった非特定汚染源から、特に降雨時に土砂とともに流入する負荷が多い傾向にあることから、下水道や浄化槽の普及によって生活系・事業場系の負荷が削減されつつある今、こうした非特定汚染源からの負荷削減対策を引き続き推進していく必要があります。

また、淡水赤潮の発生原因の一つとして水草帯の欠如による生態系の単純化が指摘されていることから、水草帯の復元など、生態系の多様性を取り戻すための取組も必要になっています。

県では、引き続き野尻湖水質保全計画を策定し、水質保全対策を進めたいので、野尻湖に係る今後の水質保全の在り方及び水質保全計画について、貴審議会の意見を求めます。